

七尾市告示第16号

令和6年能登半島地震による市税の申告、納付等の期限の延長について

七尾市税条例（平成16年七尾市条例第56号）第18条の2の規定により、
地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例の規定による申告、申請、請求
その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に
関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を
有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものにつ
いては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月19日

七尾市長 茶谷義隆



指定地域

富山県

石川県